心の扉を開いたら

患者会・福祉団体便り

沖縄県手をつなぐ育成会顧問　田中 寛

本当に困っているのは誰なのか

国連障害者権利条約は、障がいのある人の尊厳と権利を守る条約です。その制定には、障がい当事者も参画し、「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」という言葉が大切な理念となりました。

この理念の実現に向け、日本は障害者基本法や障害者差別解消法、障害者虐待防止法などを整備しました。しかし、何が差別や虐待に当たるのかを判断するのは、決して簡単ではありません。

相手を思っての行為でも、本人が望んでいなければ「おせっかい」となる場合があります。冗談やからかいのつもりが「いじめ」となり、その人を悩ませることもあります。「しつけ」や「支援」という言葉の陰で、虐待行為が行われることもあります。だからこそ、一人ひとりの異なる障がい特性を理解し、本人の気持ちや意思を確かめ、尊重し決定した支援が大切です。

例えば、電車内で子どもが大声で叫んでいたら「うるさい」と感じ、一緒にいる母親も周囲の乗客も困ってしまうでしょう。しかし、周囲の人には見た目で分かりにくいのですが、その子には発達障がいがあり、「なぜ電車に乗っているのか」「なぜ大勢の人がいるのか」が理解できず、その不安や戸惑いを「叫ぶ」という行動で表し、訴えているのです。つまり本当は、「困った子」ではなく「困っている子」なのです。

そのため、母親には移動の交通手段を選ぶ配慮が必要でした。一方、周囲も「迷惑な子」と決めつけず、「この子は今、どんな状況なのだろうか」と考え、見守る。そこから、本当の理解が始まるのではないでしょうか。

知的、発達、精神など、外見から分かりにくい障がいへの理解は、まだ十分とはいえず、県内では、配慮や支援を必要としている人を周囲に伝える「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及が進められています。

社会的な障壁（バリアー）によって日常生活に「不便さ」はあるにしても、障がいそのものを「不幸」として、あわれむべきではありません。周囲の理解や少しの声かけ、見守りが、その人らしく、安心して暮らせる環境につながります。一人ひとりが自分事として、相手の立場になり、その人の思いや願いに耳を傾け、行動すること。それが共に生きる社会への小さな一歩ではないでしょうか。

◇県自立生活センターイルカの掲載は11月25日に延期しました。育成会の次回掲載は12月23日の予定です。